

公益財団法人 明石文化国際創生財団
アワーズホール・明石市立市民会館

2022年度 アーティスト活動拠点支援事業
募集要項

劇場文化や舞台芸術の発展に寄与することが期待される未来のアーティストに、活動の資金支援をするとともに明石市立西部市民会館ホールをアーティストの創作の場として提供します。

【支援内容】

アーティスト活動のための

- ・資金支援 上限30万円を支給（事業実施・資料作成・制作準備など）
- ・会場支援 西部市民会館ホールを提供（25区分程度・平日限定）

【支援期間】

2022年4月～2023年3月に実施された、又は実施予定の活動

【支援数】

1人 又は 1グループ

【申請期限】

2022年7月1日（必着）

【選考方法】

専門的知見を有する者で構成する審査会を設置し、申請書の書面合議審査

■ 趣 旨

現在、市内で音楽やダンスの公演は頻繁に開催されてますが、その多くが、それぞれの教室生やアマチュア団体の練習成果を発表する機会に留まっています。

そこで、今後の活動に期待できる若手アーティストに対して創作・発表のための支援を行うことにより、新たなアーティストの発掘とアーティストの活動意欲向上を図ります。

これらを通じて、“明石発”アーティストの育成と、明石の劇場文化、舞台芸術の底上げを目指します。また、広く市民にそれらを身近に鑑賞・体験できる機会を提供し、地域に根差した芸術文化の発展に寄与します。

■ 対 象

(1) 明石市とその近辺で活動するアーティストで、以下の全てに当てはまる個人又は団体

- ① 劇場・音楽堂を主な活動の場とするアーティスト、クリエイター
- ② おおむね30代以下で、今後、明石の劇場文化、舞台芸術の発展に寄与することが期待できる
- ③ 今後の飛躍に向けた計画を具体的に考えている

(2) 以下の要件を全て満たす文化芸術活動

- ① アーティストの発表機会を拡大し、将来的に明石の文化芸術の発展振興に寄与することを目的に実施する文化芸術活動
- ② 2023年（令和5年）3月までの間に明石市立西部市民会館ホールを25区分程度使用し、使用期間中に市民が無料で参加できるワークショップを1回以上開催する

■ 支援期間

2022年4月1日から2023年3月31日まで

■ 支援内容

- (1) 資金支援 活動・事業の実施費用、技術向上のための研修資料等の購入、調査・制作準備等にかかる費用 上限30万円
- (2) 会場支援 練習場所として明石市立西部市民会館ホールを25区分程度提供
(2022年8月から2023年3月31日まで・原則平日限定)
 - ・会場使用料及び舞台・客席の常設灯（附属設備料金表の「ボーダーライト」相当）
 - ・西部市民会館有料駐車場利用料金5台分

■ 申請手続

申請締切 2022年7月1日（金）23：59まで

申請方法 専用フォームから、必要事項を記入して応募してください。

申請完了後、聞き取りにより内容確認する場合があります。

申請内容

- ① 申請者概要（団体名・代表者・住所等連絡先・メンバー構成）
- ② 申請理由

- ③ 活動実績
- ④ 今後の活動予定、活動概要
- ⑤ 5年後・10年後の目標
- ⑥ 収支予算
- ⑦ 活動履歴がわかる資料（動画・画像・音源等含む）
- ⑧ ホール使用希望の日程及び使用方法（舞台稽古・演奏の練習等）、持込機材

■ 選考方法

(1) 審査会

専門的知見を有する者等で構成する審査会を設置し、申請書類等に基づき審査します

【審査員】

- ・ 蔭山陽太（THEATRE E9 KYOTO 支配人）
- ・ 田村隆行（明石市立市民会館 館長）
- ・ 岩崎充臣（明石文化国際創生財団副理事長）

(2) 選考基準

以下の3視点に基づき審査します

将来性：事業終了後も創作活動が継続的かつ発展が期待される

実現性：計画および資金使途が明確であり、活動規模や計画進行が妥当である

地域性：地域の文化芸術の振興・発展に資する活動である

■ 支援金交付

- ・ 支援対象者となった個人・団体には支援金交付に必要な書類をお送りします。書類を返送いただいた後に交付手続きを行いますので、期日までにご提出ください。
- ・ 審査の結果が支援額に反映されるため、支援金が満額交付されるとは限りません。
- ・ 支援金は、相談に応じて支払日を決定します。
- ・ 採択者は支援金の前払の申請と請求書を提出することで、交付決定額の最大80%の前払いを受けることが可能です。

[対象経費例]

出演料、企画料、調査・研究にかかる費用（宿泊費・交通費含む）、作品制作にかかる資材費・機材費、会場使用料、印刷費、郵送費、保険料など事務費、著作権料、事業当日運営費、その他制作活動にあたって必要な経費と認められるもの

※以下の経費は対象外です

申請者の飲食代、交際費、事務所維持費、諸給与、生活費、度を過ぎて贅沢な費用

■ 支援対象者の義務

- (1) 練習会場として明石市立西部市民会館ホールを使用してください。
- ・公演会場としては使用不可。本番を想定したりリハーサル利用については担当へ事前に相談してください。
 - ・他団体への又貸しや使用内容に偽りがあった場合は、ルールに基づき即時利用を停止します。
 - ・舞台・客席の常備灯以外の付属設備の使用については、使用日の概ね1カ月前には相談してください。掛かる費用については、冷暖房費等も含め使用者負担となります。
 - ・ワークショップ開催にあたっては、事前に担当スタッフと相談してください。
 - ・使用日の申し込みは利用希望日の5カ月前からとします。
 - ・会場使用上のルールについては適宜会館スタッフに確認し、遵守をお願いします。
- (2) 期間終了後、成果報告書と収支報告書を提出してください。報告書類の提出方法は支援開始後、改めてご案内します。
- (3) 本事業によるイベントの実施の広報（チラシ、パンフレット、WEB等）や活動記録には、必ず「アーティスト活動拠点支援事業」と記載してください。

■ お問い合わせ先

明石市立西部市民会館 TEL 078-918-5678 MAIL airp@akashi.hall-info.jp

■ 「申請専用」フォームのQRコードはこちら

<https://ws.formzu.net/fgen/S179934795/>



主催：公益財団法人 明石文化国際創生財団

アワーズホール・明石市立市民会館(指定管理者 共立・NTT ファシリティーズ共同事業体)